

処理時間短縮にご協力をお願いします。 OCRシートと添付書類を分けて提出。

申請書(OCRシート)は
ホチキス止めしない。



順番をそろえて、1台ごとに左上に
ホチキス止めして下さい。

申請書(OCRシート)

※記載方法は
申請書案内参照

軽二輪第1号様式

軽二輪用のOCRシートで!

※クリップ止め

自賠責

添付書類

※並び順は裏面参照

手数料納付書

軽自動車届出済証

譲渡証明書

※重量税は間に挟む

住民票など新使用者書類

※自賠責は、一番上に
クリップ止め(1台ごと)

※軽自動車税納税義務消滅(変更)申告書は間に挟む↑

何台か同時申請する場合は、同じ順番になるよう、
申請書(OCRシート)と添付書類をそれぞれまとめて重ねて下さい。

OCR申請書は
まとめて下に。

番号札、受領証(返納)を上につけて、輪ゴムや大きなクリップで
まとめて提出してください。

添付書類はまとめて上に。

申請書の記入は丁寧に! 処理時間の短縮にご協力をお願いします。

裏面に続く

愛知運輸支局登録担当

添付書類の並び順（軽二輪）

③番窓口へ提出→②番窓口で受取

・添付書類は以下の順番で並べて下さい。

・1台ごとの添付書類をホチキスで止めて下さい。ホチキスをする箇所は左上になります。

※申請書（OCRシート）はホチキス止めしないで下さい。

※自動車損害賠償責任保険証明書はクリップ止めて下さい。（新規、番号変更をとまう申請に限る）

※重量税、軽自動車税納税義務消滅（変更）申告書は添付書類の間に挟んで下さい。（1台ごとに）

※関係のない書類は、事前に外して下さい。

国産車／輸入車の新車新規 ※申請案内は軽二輪3-4	
1	手数料納付書
2	【国産車】－（なし） 【輸入車】輸入の事実を証明する書面 （通関証明書等）
3	譲渡証明書
4	新所有者委任状 （OCRシートに記名が無い場合）
5	新使用者住民票等
6	新使用者委任状 （OCRシートに記名が無い場合）
新使用者の使用の本拠を証明する書類 （使用者住民票等と使用の本拠が異なる場合）	

中古車新規 ※申請案内は軽二輪3-4	
1	手数料納付書
2	軽自動車届出済証返納済確認書
3	譲渡証明書
4	新所有者委任状 （OCRシートに記名が無い場合）
5	新使用者住民票等
6	新使用者委任状 （OCRシートに記名が無い場合）
新使用者の使用の本拠を証明する書類 （使用者住民票等と使用の本拠が異なる場合）	

名義変更 ※申請案内は軽二輪3-2／3-3	
1	手数料納付書
2	軽自動車届出済証
3	譲渡証明書
4	新所有者委任状 （OCRシートに記名が無い場合）
5	新使用者住民票等
6	新使用者委任状 （OCRシートに記名が無い場合）
新使用者の使用の本拠を証明する書類 （使用者住民票等と使用の本拠が異なる場合）	

名義変更と届出済証返納同時に行う場合 ※申請案内は軽二輪3-2+3-1	
1	手数料納付書
2	軽自動車届出済証
3	譲渡証明書
4	新所有者委任状 （OCRシートに記名が無い場合）
5	新使用者住民票等
6	新使用者委任状 （OCRシートに記名が無い場合）
新使用者の使用の本拠を証明する書類 （使用者住民票等と使用の本拠が異なる場合）	

届出済証返納 ※申請案内は軽二輪3-1	
1	手数料納付書
2	軽自動車届出済証
3	使用者委任状 （OCRシートに記名が無い場合）

**軽二輪は
新規、番号変更のときに
自賠責添付が必要**